

2027 年度経済パッケージ及び税制改正案

2026 年 10 月 TAX NEWS 2026 #001

去る 2026 年 9 月 8 日、政府は 2027 年度の経済パッケージを発表しました。このパッケージには、2027 年度の国家経済政策の一般基準、国家歳入・歳出法案、連邦所得税法等の各改正案が含まれています。本案は現在立法過程にあり、国会審議によって内容が変更される可能性があります。本稿では現時点での主な改正案について概要を解説していきます。

国家歳入法 Ley de Ingresos de la Federación、LIF 改正点

経済パッケージには、2027 年の以下のマクロ経済指標見通しが含まれています。

	2026 年	2027 年
実質 GDP 成長率	1.0% - 2.0%	1.5% - 2.5%
インフレ率	3.5%	3.0%
為替レート	17.8 ペソ/USD	18.0 ペソ/USD
平均金利（CETES28 日物）	6.5%	6.0%
石油価格	78.4 USD /1 バレル当たり	61.8 USD /1 バレル当たり

納税義務の適正化

連邦所得税法（LISR）に基づく 2025 年度の総収入が 3 億ペソを超えない個人及び法人に対し、2025 年度又はそれ以前の年度にメキシコ税務当局（SAT）やメキシコ税関に関する租税債務について、税制優遇措置を活用した適正化プログラムを継続することが提案されています。このプログラムは、本税や政府手数料又はそれらのインフレ調整を免除するものではありません。納税者が適正に申告を行い、支払うべき租税を適正化し、本額とそのインフレ調整分を支払うことを条件として、罰金・延滞税・納税義務を履行しない場合の執行費用を 100%減額する優遇措置です。納税義務以外の義務不履行に起因する罰金について提案されている減額率は 90%で、未履行義務の履行を条件とします。

本案では優遇措置を受けるために以下 3 点が考慮されています。

- 2025 年以前の租税債務：該当する税務申告書を提出し、2027 年 12 月 31 日までに一括で納税する必要があります。
- 進行中の税務調査：検出された誤り等はすべて是正されなければならない、納税者は 2027 年 12 月 31 日までに自主修正する必要があります。
- 最終的な更正税額：異議申立てが行われないこと、又は異議申立てが行われている場合は、納税者が取り下げる必要があります。

この優遇措置適用のためには 2027 年 10 月 31 日までに申請書を提出する必要があります。申請により、行政執行手続中の場合にはそれが停止され、関連する時効期間が中断されます。そして、SAT は 15 日以内に納税に必要な情報を通知し、納税者はそれから 15 日以内に納税する必要があります。なお、この優遇措置は分割払制度を設けていないため、2027 年度一般規則で分割払制度が認められるかどうかは今後の動向を見守る必要があります。又、物納や相殺による支払も認めておらず、還付、控除、未収還付ポジション額は発生しません。なお、大規模納税者、脱税に関する訴訟や有罪判決を受けた者、連邦税法第 49 条の 2、第 69 条の 2、第 69 条の 2 に規定するブラック企業としてリストに掲載されている者などはこの優遇措置の適用はできません。過去の優遇措置とは異なり、本案では、2025 年や 2026 年において同様の優遇措置を既に適用した者も再度適用可能です。

個人事業主や個人出資の小規模法人に対する簡易納税制度（通称 RESICO）

個人事業主が RESICO の適用を受けるための年間収入基準額を 350 万ペソから 500 万ペソに引き上げることが提案されています。又、過去に RESICO を取消され、その後納税状況を適正化した一部の納税者については、本制度の適用再開を認めることも提案されています。法人については、RESICO の適用を受けるための収入基準額を 3,500 万ペソから 5,000 万ペソに引き上げ、制度を義務から任意に変更することも提案されています。

更に、実際に受け取った収入に対して 7%の税率を適用する RESICO の IVA 簡易納税制度も提案されています。ただし、支払 VAT の控除はできません。

連邦所得税法 ley de Impuesto de sobre la Renta、LISR 改正点

損金算入制限及び繰越欠損金適用の管理の新体系

LISR 第 2 編に第 X 章を追加することが提案されています。この章は、年間の益金算入総額が 5,000 万ペソを超え、PTU 控除後の単年度課税所得が発生する法人に対して適用されます。提案されている LISR 第 78-B 条では、以下の規則に従い、損金算入額につき年間上限額が定められています。

- 損金算入総額が益金算入総額に 0.9667 を乗じた額以下の場合、損金算入可能額は損金算入総額に 0.9900 を乗じた額が限度です。
- 損金算入総額が益金算入総額に 0.9667 を乗じた額を超える場合、損金算入可能額は益金算入総額に 0.9667 を乗じた額が限度です。

この制限により損金算入できなかった金額は、次年度以降インフレ調整を加味して 20 年間繰越可能です。また、この損金算入できなかった金額は繰越欠損金とはみなされません。繰越する権利はその納税者にのみに帰属するとし、合併や分割により第三者に譲渡することはできません。なお、翌年度以降に納税者が繰越額を損金算入できる年度にも関わらず損金算入しなかった場合、それ以降は繰越額を損金算入する権利を失います。

本制限は法人の所得税（ISR）の課税所得計算のみに適用があり、PTU の課税所得計算には適用されません。

LISR 第 78-E 条案では、RESICO 適用者、LISR182 条に基づくマキラドーラ事業者、会社設立 5 年未満など、この制度の適用除外者を列挙しています。

繰越欠損金適用制限

LISR 第 2 編第 X 章では、更に、前年度以前からの繰越欠損金は、前述 LISR 第 78-B 条（提案）の損金算入限度額を適用した後の当年度の課税所得の 50% に相当する額までしか控除できないことが提案されています。繰越欠損金がこの限度額を下回る場合は、実際に利用可能な金額を控除できます。

この適用制限により控除できない繰越欠損金は、発生年度後の 20 年間、インフレ調整加味した上で各事業年度において再び当年度課税所得の 50% の限度額を適用した上で控除することができます。又、経過措置により、本法の施行前に発生した繰越欠損金も、LISR 第 78-C 条（提案）の繰越欠損金 50% の限度額を適用することを条件として、発生年度後の 20 年間繰越できることが提案されています。

結果として、繰越欠損金の 50%適用制限と繰越期間 20 年の組み合わせにより、納税者の税務上欠損金の発生・インフレ調整・控除適用額・残高・有効期限を、年度ごとに個別に管理する必要が生じます。

予定 ISR 納税

損金算入制限及び繰越欠損金適用の新体系の対象となる法人に対する予定 ISR 納税額の算定方法についても、改正案が提示されています。適用開始年度となる 2027 年度の確定申告時に新体系の影響を集中させるのではなく、その 2027 年中を通して分散させるため、直近の確定申告書におけるが益金算入総額が 5,000 万ペソを超える法人については、予定納税額に用いられる利益係数に加えて特別係数も調整適用する経過措置が提案されています。この調整は、以下の通り、直近の確定申告書における損金算入総額と益金算入総額の比率に基づいて行われます。

- 損金算入総額が益金算入総額の 96.67%以下の場合、LISR 第 14 条第 1 項に基づいて計算された利益係数に 1.0658 を乗じます。
- 損金算入総額が益金算入総額の 96.67%を超える場合、LISR 第 14 条第 1 項に基づいて計算された利益係数に 2.6162 を乗じます。

この調整は、各月の予定課税所得を算出するための累積名目益金に対して適用されます。さらに、未控除の繰越欠損金は、この特別係数を適用して計算された予定課税所得の 50%までしか減額できません。未控除繰越欠損金が予定課税所得の 50%未満の場合は、未控除繰越欠損金全額が控除できます。この特別係数導入の目的は、月々の予定納税額と新第 X 章に基づく年税額とをより近いものにすることです。しかし、実際には、事業年度中に支払う ISR 額が増加し、キャッシュフローが圧迫される可能性があります。又、確定申告による年税額が予定納税額合計よりも低い場合には、新たな還付ポジション税額が発生する可能性があります。

過大支払利子税制

LISR 第 28 条第 32 項を改正し、純支払利子の損金算入限度額を調整課税所得の 30%から 20%に引き下げることが提案されています。改正案説明書によると、この措置は、OECD の BEPS プロジェクト行動計画 4 で推奨されている範囲に沿って、資金調達構造を通じた税源浸食と利益移転への対策を強化することを目的としています。

非居住者（海外）への支払い

源泉徴収義務者が源泉所得税額をいつ申告納付すべきかを決定する新たな前提として、発生主義を導入することが提案されています。現行の規定では、申告納付時期は支払期限到来日又は支払日のいずれか早い方となっています。本案では、これに発生日が追加されるため、申告納付時期は、支払期限到来日・発生日・支払日のうち最初の日付となります。本案の目的は、すべてのケースで源泉徴収義務を前倒しすることではなく、義務が発生する状況を拡大することです。

又、海外への支払いに関する費用の損金算入時期は、実際に支払いが行われ、該当する源泉徴収が申告納付された事業年度に認められると提案されています。したがって、源泉徴収義務が発生する時点と損金算入が認められる事業年度との間に、一時的な差異が生じる可能性があると考えられます。

サービス提供及び物品の一時的使用・享受に対する前払金

LISR 第 25 条において、サービス提供及び物品の一時的使用・享受に関連する前払金は、サービスが実際に提供された事業年度、又は対応する使用・享受期間が経過した事業年度において損金算入可能となることを定める条項を追加することが提案されています。サービス提供や物品の一時的使用・享受が複数の事業年度にまたがる場合、損金算入は各事業年度において実際に提供や使用等された部分のみに認められます。同様に、LISR 第 27 条第 XVIII 項を改正し、上記の前払金を支払事業年度に損金算入を認める規定を除外することが提案されています。

CUCA¹の範囲及び税務上の株式原価

債務の資本化（DES）による出資の取扱いに関する調整が提案されています。特定の DES に関連する未払利息とそれに係る付加価値税は、一定条件が満たされるまで、CUCA 及び株式の税務上の原価を増加させません。売掛金等の債権については CUCA 及び株式の税務上の原価への計上は、実際の回収を条件とします。

¹ CUCA とは、Cuenta de Capital de Aportacion の略称で、税務上の資本金を意味する。会計上の資本金に各出資時点から現在までのインフレ調整を加味して計算され、減資や株式譲渡の際の譲渡原価決定に使用される。

CUFIN²計算

CUFIN 計算において課税所得から控除する損金不算入額について、LISR 第 28 条に列挙されている項目に限定せず、現金払や電子インボイス Factura 未発行等で基本的な損金算入要件を満たしていない費用も含むという提案がされています。

グループ税制の廃止

80%以上の保有関係があるグループ会社を選択適用できるグループ税制を廃止し、2027 年中に手続を確立することが提案されています。現在認可されているグループ会社は、最終的に承認される条件と経過措置に従って、現在繰り延べられている税金を算定し、納付する義務を負います。

実務上の考慮事項

キャッシュフローへの影響

損金算入制限、繰越欠損金、過大支払利子税制の改正案は、必ずしも税制上のメリットがなくなるわけではなく、処理の繰延と理解することができます。ただし、実際には、当面の納税額が増加し、納税者にとっては利用可能な資金が減少します。将来の回収可能性をより注視していく必要があります。

各項目の管理

LISR の新第 X 章の適用を受ける法人は、損金算入制限により損金算入できなかった部分の発生年度ごとに、金額・インフレ調整・部分適用・残高・有効期限を管理する必要があります。

² CUFIN とは、Cuenta de Utilidad Fiscal Neta の略称で、税務上の未処分利益を意味する。各年度において課税所得から支払 ISR 額と ISR 法 28 条に列挙されている損金不算入額（レストラン食事代の 91.5%、出張旅費、過小資本税制、過大支払利子税制など）を控除して計算され、現時点までのインフレ調整を加味した金額である。株主への配当時にこの CUFIN 額を超えて配当した場合には、その超過部分につき配当支払法人に対して法人所得税が課される。そのため、なるべく CUFIN 額の範囲内で配当するのが賢明である。

あります。繰越欠損金と過大支払利子税制の適用を受けた純支払利息については、納税者が現在行っているそれぞれの管理を維持していく必要があります。

契約書及び証明書類の整備

海外への費用支払い及び前払金の損金算入時期の変更により、支払期日・発生日・支払日・実際のサービス提供日・使用や享受期間の特定がより重要になります。契約書・CFDI (Factura) ・サービス提供の成果物や証拠書類を会計記帳や税務申告記載内容と照合できるようにしておく必要があります。

以上、本件に関するご相談やご質問等ございましたらお気軽にお問合せください。

問い合わせ先：

日系企業グループ

(メキシコシティ)

比留川 茜

E: Akane.Hirukawa@mx.gt.com

T: +52 (55) 54 24 65 00 ext.1225

(ケレタロ)

加藤 希美

E: Kimi.Kato@mx.gt.com

T: +52 (442) 229 1543 ext. 4029

本稿は情報提供のみを目的としており、作成日時点の入手可能な情報源に基づいています。本稿自体は、特定の状況に適用される税務、法律、会計、財務に関する意見を構成するものではありません。適用については、各納税者の具体的な状況および最終的に承認される条文によって異なる場合があります。